

野生動物侵入防止壁設置工事に関する一般競争入札公告

野生動物侵入防止壁設置工事について、一般競争入札を行うので次のとおり公告する。
なお、本入札は国の補助事業の交付決定前の契約準備行為であるため、令和7年度において予算の交付がなされない場合には、本入札公告は中止するものとする。

令和7年6月2日

有限会社ハシエダ養豚
代表取締役 橋枝 雄太

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業の名称及び数量
野生動物侵入防止壁設置工事 一式
- (2) 事業の仕様等
入札説明書による。
- (3) 工期
契約締結日から令和7年11月28日（金）まで
- (4) 工事場所
- (5) 有限会社ハシエダ養豚 伊自良農場（山口市松尾600-4）

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 建設業法第3条第1項の許可を受けた者であること。
- (5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 農林水産省の機関から工事請負契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 山口市又は本巢市内に本店を有する者であること。
- (8) 令和2年以降に、複数の養豚場において受注金額1,500万円以上の養豚場にかかる工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。
- (9) 豚を飼養中の農場内での工事となるため、飼養衛生管理基準の遵守について十分な知識があり、農場の指示に従い家畜疾病侵入・持ち出しを防止するための防疫対策を実施することが可能な者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当窓口

〒501-2134 山口市松尾115-19

有限会社ハシエダ養豚

電話・FAX 0581-36-3947

Mail hashieda@me.com

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月11日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。電子メールによる交付を希望する場合は、交付期間中の午前9時から午後5時までに電話または電子メールにて3の(1)に連絡すること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期間は、入札説明書を配布した者に別途通知する。

ウ 入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年6月17日（火）以降（入札及び開札日については確定次第連絡する）

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で行う場合は、入札日の前日午後5時までに3の(1)に必着のこと。）

イ 場 所 山口市松尾115-19 有限会社ハシエダ養豚 事務所

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 落札者の決定方法

- (ア) 落札者は当社が定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。
- (イ) 最低の金額をもって入札した者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (ウ) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は、原則として一回とする。ただし、入札者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りでない。再度の入札を行った結果、落札者がいないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

ウ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- 2) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- 3) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- 4) 入札書に記名押印がないとき。
- 5) 入札書の記載事項の確認ができないとき。

エ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

オ 落札の無効

落札者が落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名及び入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。
また、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が岐阜県が行う契約からの

暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。